

長野市母子休養ホームの廃止について

こども未来部 子育て支援課

1 施設の設立目的

母子家庭等に対して、レクリエーションその他休養のための便宜を供与し、母子家庭の母及び児童が心身の健康を保持し、生活の向上を図ることを目的に設置。



2 母子休養ホームの位置

所在地 長野市大字茂菅 100番地1



3 施設概要

所在地：長野市大字茂菅100番地1

敷地面積：1,082.65㎡（借地）（賃借料年間324,361円）

施設概要：昭和48年12月 老人憩の家として建築

昭和57年 4月 母子休養ホームを設置

昭和61年10月 増築し、現在に至る

木造2階建て 延べ床面積456.58㎡

大広間、調理室、事務室、浴室ほか



・南棟（奥側が浴室）



・大広間



・調理室



・浴室



・トイレ

開館日：土・日・月曜日及び祝日 午前9時30分から午後4時まで

利用者：平成28年度までは、長野市母子寡婦福祉会が主に利用。

それ以降は利用者無し

※当該施設は北棟と南棟に分かれており、昭和48年に建築した南棟の一部（浴室・ボイラー室）は老朽化が著しく、昭和61年に増築した北棟も耐用年数を超過している。

4 施設の現況

○ 老朽化

- ・ タイル剥離、内部モルタル亀裂、隣地との擁壁の亀裂
(平成30年度 劣化診断)
- ・ 浴槽水漏れ (大規模改修必要)
- ・ ボイラー故障 (部品無しで修繕不能)



・ タイル剥離 (トイレ)



・ 浴槽



・ ボイラー

○ 耐震性

- ・ 南棟 昭和48年建築 耐震不足 (耐震診断未実施)
- ・ 北棟 昭和61年建築 新耐震基準適合



・ 北棟

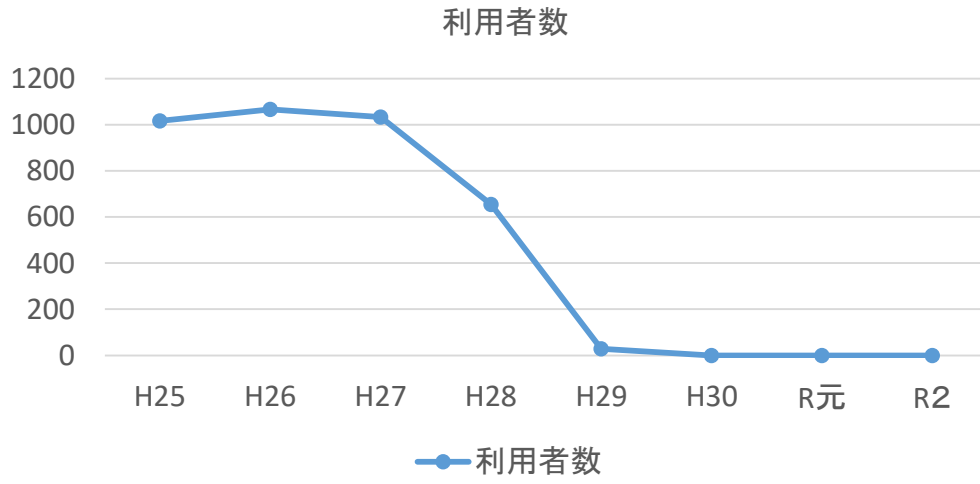


・ 連絡通路 (右が北棟、左が南棟)



土砂災害警戒区域内
（イエローゾーン）
かつ、
土砂災害特別警戒区域
（レッドゾーン）に隣接

5 施設利用者の推移



- ※平成28年度をもって、長野市母子寡婦福祉会が解散となったことから利用者数が大幅に減っている。
- ※平成29年度には浴室の利用を停止（ボイラーが使用に耐えられなくなったため）
- ※平成30年度以降は利用者数は0人
- ※令和3年度は問い合わせも含めて0人

6 協議の経過

日付	相手方	内容
令和2年8月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・第一地区 住民自治協議会 ・茂菅区 	<p>公共施設の複合化の市長要望 老人憩の家として利用できるように、内外装の修繕・改築を行い、併せて地域公民館を組み入れ複合施設として地域住民が利用できるようにしたい。</p>
令和2年11月10日	茂菅区	<p>上記要望があったが、茂菅区としての結論は、 （１）母子休養ホームは耐震強度に不安があり、長期間使用できないので、建物を解体し更地にし、地権者に返還することを了承。 （２）公民館の建設候補地は、別の場所とする。</p>
令和3年5月28日	茂菅区長	<p>施設の今後について説明。 改めて茂菅区として当該施設を利用しないことを確認・了承</p>
令和3年7月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・第一地区 住民自治協議会 	<p>施設の今後について説明。 第一地区として今後の施設利用について確認</p>
令和3年7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・第一地区 住民自治協議会 	<p>当該施設について今後の活用及び利用はしないことを了承</p>
令和3年8月14日	土地所有者	<p>施設の現状と今後について説明 施設用途の廃止と施設解体後の借用地返還について了承</p>

7 今後の方向性（案）

公共施設個別施設計画に基づき

「長野市母子休養ホーム」としての機能を廃止し、施設を解体する。
また、当該施設の借用地については、施設解体後に土地所有者へ返還する。

8 今後のスケジュール予定

日付	内容
令和3年11月	部長会議（11/2）・政策説明会（11/8）
令和4年2月	法規審査委員会
令和4年3月	3月市議会（条例廃止）
令和4年4月以降	解体費用等の積算・予算化 （施設解体に関わる経費 約2,600万円） 施設解体 借地の返還